

宮崎県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
4810010		都農	ツノ	1	児湯郡都農町	宮崎県	都農町		○			S26.9.7				
4810020		富田	トダ	1	{ 児湯郡新富町 宮崎市	宮崎県	{ 新富町 一ツ瀬					S28.12.28	H24.7.5			
4810030		野島	ノシマ	1	宮崎市	宮崎県	宮崎市		○			S39.1.22				
4810040		鶯巣	オオサ	1	日南市	宮崎県	日南市		○			S39.1.22				
4810050		富士	フ	1	日南市	宮崎県	日南市		○			S39.1.22				
4810060		宮浦(鶴戸)	ミヤウラ(ウ)	1	日南市	宮崎県	日南市		○			S39.1.22				
4810070		鶴戸	ウ	1	日南市	宮崎県	日南市		○			S29.10.30	S40.1.12			
4810080		夫婦浦	メトウラ	1	{ 日南市 串間市	宮崎県	{ 外浦 串間市東		○			S39.1.22	H21.3.30	半島		
4810090		市木	イチキ	1	串間市(築島)	宮崎県	串間市東		○			S29.10.30	S38.2.14	離島 半島	国境離島	
4810110		本城	ホンジョウ	1	串間市	宮崎県	串間市		○			S26.9.7		半島		
4810120		福島高松	フクシマカマツ	1	串間市	宮崎県	串間市		○			S28.12.28		半島		
4820010		川南	カワミナミ	2	児湯郡川南町	宮崎県	川南町		○			S26.9.7				
4820020		青島	アオシマ	2	宮崎市	宮崎県	宮崎市		○			S26.9.7	S39.1.17			
4820030		大堂津	オオドウツ	2	日南市	宮崎県	日南市		○			S26.9.7	H21.3.30			
4820050		南浦	ミナミウラ	2	延岡市	宮崎県	{ 延岡市 延岡		○			S29.10.30	S40.1.12			
4820060		都井	トイ	2	串間市	宮崎県	串間市東		○			S28.12.28		半島		
4830010		島野浦	シマノウラ	3	延岡市(島野浦島)	宮崎県	島浦町		○			S27.7.29	S61.11.17	離島		
4830020		土々呂	トトロ	3	延岡市	宮崎県	延岡市		○	○		S28.12.28	S45.5.29			
4830030		門川	カドガワ	3	東臼杵郡門川町	宮崎県	{ 門川 庵川		○			S26.9.7	H1.4.17			
4830040		油津	アブラツ	3	日南市	宮崎県	日南市		○	◎		S26.9.7	S.32.3.23			
4830045		目井津	メイツ	3	日南市	宮崎県	南郷		○			S27.12.29	H21.3.30	半島		
4840010		北浦	キタウラ	4	延岡市	宮崎県	北浦		○	○		S26.9.7	H18.2.20			
4840020		宮之浦	ミヤノウラ	4	串間市	宮崎県	串間市東		○			S27.7.29	H6.2.7	半島		

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。